

20. 大規模修繕工事実行委員会細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第57条及び第80条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本委員会は、大規模修繕工事実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 委員会は、管理組合が計画的に行う大規模修繕工事を円滑に実施するために必要となる事項を処理することを目的とする。

(業 務)

第4条 委員会は前条の目的のため、委託業者と共に次の業務を行う。

- 一 工事内容、資金計画等の検討及び住民アンケートの実施
- 二 工事施工業者及び工事監理業者の公募及び選定
- 三 工事説明会、定例会議（工事実施状況把握）出席
- 四 完了検査、清算業務等

(構 成)

第5条 委員会は、理事長又は副理事長、建築担当理事、及び中層棟の代表者5名、低層棟の代表者2名の計9名程度の委員によって構成される。

(委員の選任)

第6条 委員は、組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で参加協力を申し出た者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、総会承認の翌日から次の通常総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、工事完了をもって任期は終了する。

(委員長の選任)

第8条 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(経 費)

第10条 委員会の業務に必要な経費及び委員の活動費は、管理組合が負担する。

附 則

この細則は、2023（令和5）年5月22日から施行する。

(2020〔令和2〕年11月29日 制定)

(2021〔令和3〕年5月30日 改正)

(2023〔令和5〕年5月21日 改正)